



Contents

- ◇ 会長室から、こんど～です
- ◇ 経営まめ知識：『仕組み作り＝働き方改革と生産性向上』について
- ◇ いまさら聞けない相続税の仕組みシリーズ

4

2017 Vol.161

たいせい通信のメール配信をいたします。

ご希望される方は、下記のメールアドレスに、件名を【たいせい通信メール配信希望】とし、お名前、会社名、電話番号を明記の上、送信ください。

info@taiseikeiei.co.jp



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、
企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

- ◆(株)大成経営開発・・・・・・・・・・財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆(株)大成財産コンサルタンツ・・・相続相談・終活相談・資金調達運用
会社売買・生命保険損害保険 <http://www.fzc-souzoku.com>
(九州相続センター) 不動産・営業支援代理店業
- ◆(株)アップワード エスト保険・・・・・・生命保険、損害保険 <http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆(株)大成アフェクション・・・・・・・・・・居宅介護支援、通所介護事業
- ◆(株)大成グローバルトレーディング・・・・・・・・・・商社、貿易業務 <http://www.taisei-gt.co.jp>

■大成経営総合事務所

清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・浦野税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・いしはら社会保険労務士事務所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン

(株)大成経営開発 統括室発行 Tel: 096-377-1101 Fax: 096-377-1114

会長室から、こんど~です

4月になり通常ならば春の陽気に浮かれてお花見モード全開のはずですが、なぜか今年は寒いですね。東京の桜は咲いているのに熊本はまだチラホラ、ちょっと変ですね。今年もまた、例年通り大成グループは決算報告会、確定申告慰労会を行い大いに盛り上がりました。

「今年も社員みんなの自己実現に向け、お客様のために、周りの人のために頑張ります。」と、誓いました。

いつも、「**おかげさま**」という気持ちを忘れずに！

それがみんな幸せになる方法と考えております。

「**おかげさま**」で思い出すのは世界一の釈迦涅槃像で有名な福岡・篠栗町の南蔵院の住職様のお話です。



みんな顔には目、鼻、口、眉とありますが、ある日、

口が鼻に文句を言いました。

「みんなの為に一日三回ご飯を食べてやっているのに、顔の一番下にいるのはおかしい」

と言いました。

そしたら鼻がふんと笑って「一日三回くらいで偉そうなことを言うな」

「俺は24時間息をしているのだから俺のほうがお前より上だ」と言いながら二人で話し合っているうちに目が自分たちより上にいる、あれが何もしないで俺たちを見下しているから文句言ってやろうと言うことになり文句言いました。

そうすると目が言いました

「口が偉そうなことを言うな。食べて良いものと悪いものを見分けてやっているのは俺じゃないか。鼻が偉そうなことを言うな。俺が高い所で見張ってやっているから、お前たちは事故にも遭わずに生きていけるんだ。そんなに上に行きたければ頭のてっぺんに行け」と言いました。

口が「頭のてっぺんに行ったら味噌汁はどうやって飲むんか？」と言いました。

そして三人で話し合ったら上に眉がいることに気が付きました。

あれが朝から晩まで何もせずに寝ているから文句言おうと行きました。

そうした所眉毛が「**私は皆さんの動きに心から感謝しております**」と言ったそうです。

とても面白いお話ですね。

これは口だけでもだめ、鼻だけでもだめ、それぞれに役割があるということです。

会社でも家庭でも年寄りも大人も子供も男も女も役割があり、全てにおいて役に立たない人、役に立たないものはない、といえます。

自分の役割を考え行動し、また人のおかげ様を忘れてはいけません。これはとても大切なことです。

熊本地震も落ち着いてきて、昨年一年間税務調査もありませんでしたが今年からまた動き出すようです。

28年の税制改正で調査の修正には、すべて加算税が付加されるようになりました。

相続税の基礎控除などの改正後2年が経過します。調査も厳しくなります。

富裕層（お金持ち）に対する調査も多くなっています。正しい帳簿、正しい申告で無駄な税金を払わなくていいようにご協力お願いします。

ありがとうございました。

(株)大成経営開発会長 近藤記

経営まめ知識：『仕組み作り＝働き方改革と生産性向上』について

みなさま如何お過ごしでしょうか？桜咲く春が参りました。弊社も決算報告会・慰労会が終わり、1年がスタートしています。やっと遅咲の桜も開花宣言と言ったところでしょうか？

今日は、会社の仕組み創りと働き方改革⇒生産性の向上についてお話をしてみたいと思います。

1. 会社の仕組み作り

みなさま仕組み作りとは、何の仕組み作りと思いますか？仕組み作りとは、**『利益が出る仕掛け作り』**です。会社は社会的に適正な利益を上げることが、社会的な責任です。

そして雇用を生むという責任があります。利益が出ている会社は、必ず**『利益が出る仕組み作り』**で利益が出ています。

経営モデルというP/L（損益計算書）モデルでありB/S（貸借対照表）モデルです。

2. 働き方改革

巷では、日本の人手不足によりICT（情報通信機器）や外国人雇用受入などを通して残業問題などを解消して、他の先進国みたいな働き方ということで労働時間短縮が、叫ばれています。

つまり**ワークライフバランス**です。経営者にとっては、利益は出さないといけない時短は、進めないといけないという事でなかなか難しい問題です。

3. 生産性の向上

時短を進めて余暇を多くするという事は、時間あたりの生産性を上げる以外にありません。日本の生産性は、先進国でも生産性が低い現実があります。生産性を上げるためには、どうすればよいのか？長年やってきた**『仕事の棚卸』**という見直しです。

基本的には、ICT（情報通信機器）などです。それも販売と内部の仕事に対してです。以下の観点から仕事の棚卸しをして検証してみてください。

- 内部と外部に対してICT化して生産性をあげられないか？
- ICT化してもっと簡単にできることにより生産性をあげられないか？
- 2重3重の仕事をしていないか？
- 本当は不要で辞めてもいい仕事をしていないか？
- 専門（家）に外注して生産性が上がらないか？
- お客様に協力して頂くことにより生産性をあげられないか？
- 社員のICT化教育などで生産性をあげられないか？



利益が出ている会社は、このような事を検証導入して生産性をあげて利益を出しています。

最後になりましたが、やがて熊本震災から1年です。大変な1年でしたが、あっという間の1年でもありました。

みなさまも**仕組み作りと働き方改革で生産性をあげてワークライフバランス**を楽しみましょう！！

新年度のご活躍を祈念いたします。

（熊本事務所にて）



会議長ブログ：自由人石本の毘沙門天世界放浪記
毎日更新しています！是非読んでください！



いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

「贈与の種類」

今月号では、生前対策に欠かせない贈与の種類について説明させていただきます。

【1】 暦年贈与

1月1日から12月31日までにもらった財産の合計額のうち、110万円までは贈与税は非課税となる一般的な制度です。110万円以上の贈与額については累進課税により贈与税が掛かります。

【2】 相続時精算課税制度

60歳以上の父母又は祖父母から20歳以上の直系卑属（子や孫）である推定相続人又は孫へ贈与する場合、2,500万円まで特別控除があります。2,500万円を超える場合は超えた金額に20%が贈与税となります。贈与された財産は、贈与者の相続時の際に贈与時の評価額で相続財産として計上され、支払った贈与税は精算されます。

【3】 住宅取得等資金の贈与

父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合において、基礎控除110万円の他に次の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

住宅の種類	平成28年1月～ 平成32年3月	平成32年4月～ 平成33年3月	平成33年4月～ 平成33年12月
省エネ住宅	1,200万円	1,000万円	800万円
上記以外の住宅	700万円	500万円	300万円

【4】 配偶者への居住用財産の贈与

婚姻関係が20年以上の配偶者に対して、居住用の不動産又はそれを取得するための資金を贈与したときは、贈与税について基礎控除110万円の他に最高2,000万円の控除の適用があります。

【5】 教育資金の贈与

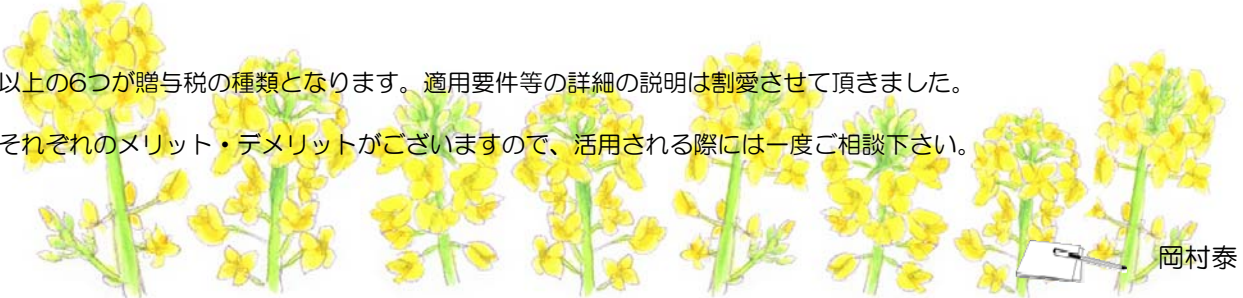
祖父母等（贈与者）が、信託銀行など金融機関に30歳未満の子・孫名義の口座を開設し、教育資金を一括して拠出した場合、子・孫ごとに1,500万円までの資金については、贈与税が非課税となります。平成31年3月31日までが適用期限です。

【6】 結婚・子育て資金の一括贈与

祖父母等が子や孫等（受贈者）に対して結婚・子育て資金の支払いに充てるために金銭等を贈与し、当該受贈者の名義で取扱金融機関に預入等した場合には、受贈者1人につき、最大1,000万円までの金額に相当する部分の価額について、贈与税が非課税となります。平成31年3月31日までが適用期限です。

以上の6つが贈与税の種類となります。適用要件等の詳細の説明は割愛させていただきました。

それぞれのメリット・デメリットがございますので、活用される際には一度ご相談下さい。



岡村 泰



編集後記：毎年恒例の決算報告・慰労会も無事終了することができ、一息ついているところです。慰労会の出し物に大笑いして、楽しい夜を過ごすことができました。お見苦しいところもありますが、表紙に慰労会の模様を載せてみましたので職員たちの弾けっぷりをご堪能ください m(_)_m